

この通信は、部会の様子をお伝えし、関連する機関のみなさまとの情報共有をめざして発行しています。



平成 26 年 6 月 18 日 **地域移行部会を開催しました！**

区内外から 32 名の方に参加していただきました。ありがとうございました。

この部会は、毎回テーマを設け、障害者が安心して地域で住み続けるための基盤整備について検討しています。今回も参加者同士で積極的、活発な意見交換を行いました。

*** 今回のテーマ ***

『長期入院の方が地域に退院するための社会資源 ～ 関係機関それぞれの役割～』

今回の部会では、精神科病院に長期入院している方が地域で生活していくために、医療機関、地域、行政等での連携したサービス提供が必要です。まず、それぞれの機関で提供できる社会資源の共有やそれぞれの機関に期待することを共有しました。



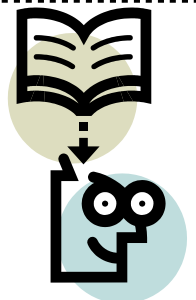
話題提供 ～ 世田谷区の相談にまつわる地域の社会資源～

世田谷区の状況

平成 26 年 6 月 1 日現在、世田谷区の 人口 872,543 人
世帯数 455,827 件

23 区内で人口は 1 位、面積は 2 位である。

人口は現在も増加傾向であり、古くから世田谷区に住んでいる住民と新規で転入してきた住民が混在しており、地域のつながりが希薄になっている部分もあると考えられる。



(参考)	精神障害者保健福祉手帳申請件数(平成 25 年度申請分)	2,857 件
	自立支援医療(精神通院)申請件数(平成 25 年度申請分)	13,982 件

世田谷区の関係所管

世田谷区には5つの地域(世田谷、北沢、玉川、砧、烏山)に、総合支所を設置
総合支所の福祉保健3課



生活支援課 子ども家庭支援センター …… 母子、女性に関する相談、子ども家庭に関する相談、児童虐待の相談
生活支援 …… 生活相談
保護・自立促進 …… 生活保護(生活費、家賃、医療費(現物給付)等の援助)、居宅訪問による病状や生活状況の確認

保健福祉課 地域支援 …… 介護保険の相談、高齢者福祉サービス等の受付
障害支援 …… 障害者の保健福祉サービス。
障害区分支援の認定等(身体、知的、精神等を扱う)

健康づくり課 健康づくりの推進に関すること、母子保健に関すること、精神保健相談等に関すること、障害者(障害児を含む)、高齢者等に係る在宅療養相談等

区役所本庁における地域移行の所管

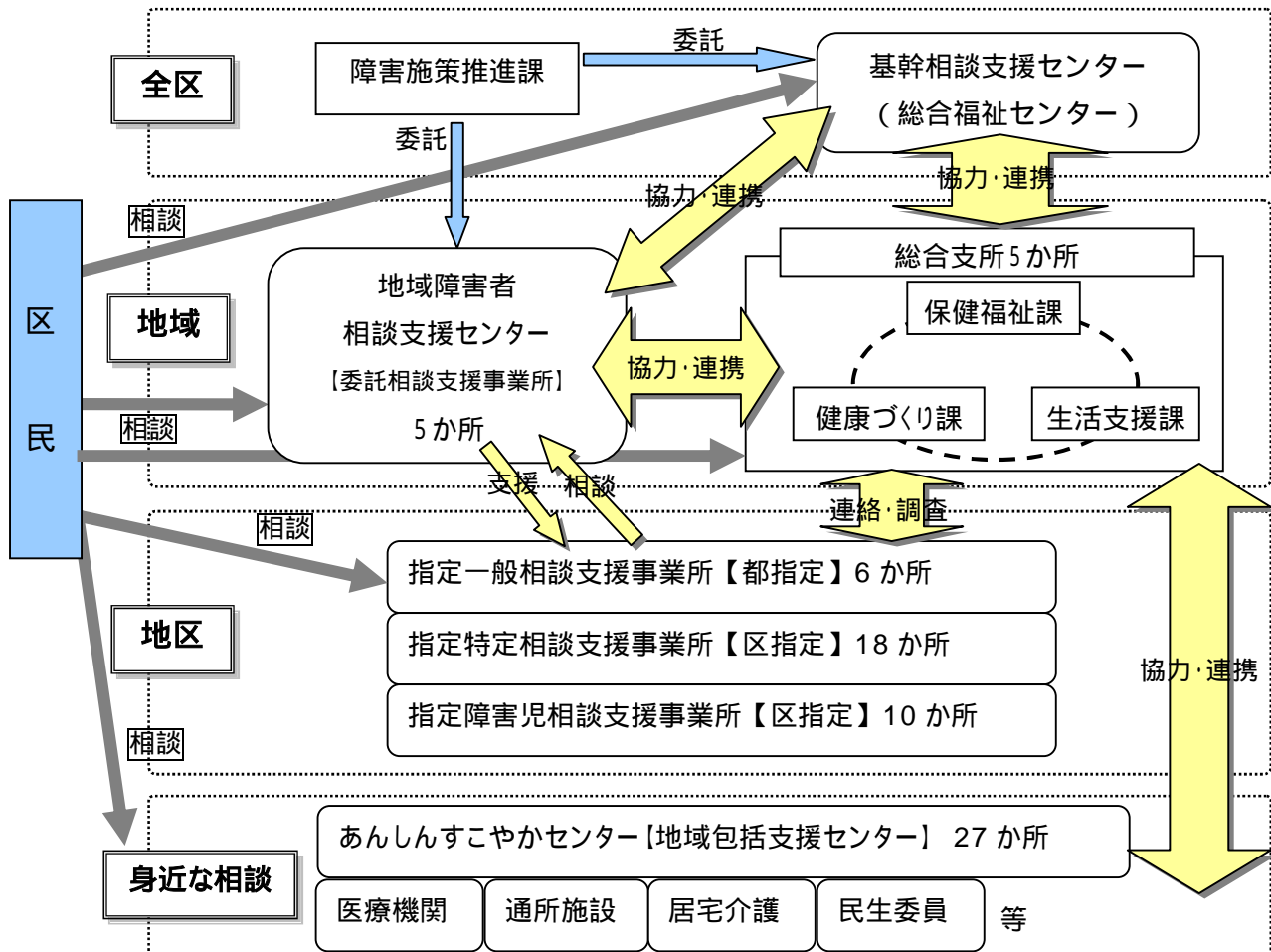
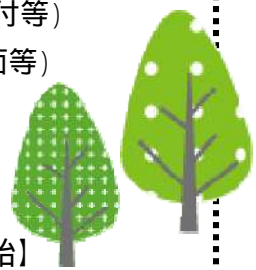
世田谷保健所健康推進課 …… 精神保健に関すること

障害福祉担当部 障害施策推進課 …… 障害福祉サービス全般(主に障害福祉サービス給付等)

障害福祉担当部 障害者地域生活課 …… 障害福祉サービス全般(主に施設等のハード面等)

地域での暮らしを支える相談支援体制

相談支援体制は、「全区」「地域」「地区」の3層構造である【平成25年4月より開始】
「地域障害者相談支援センター」では、3障害について対応している。



(平成26年8月現在)

障害者の相談支援体系 ～委託・指定特定・指定一般相談支援事業者～

平成 24 年度以降、相談支援体系も変更となり、各相談支援事業者の分類を理解しておくことが重要である。

		役 割
1	市区町村等行政機関	障害にまつわる相談ごとについての相談を受ける
2	基幹相談支援センター	基本相談支援、相談支援事業者との協力、連携等を行う
3	市区町村による相談支援事業 「地域障害者相談支援センター」 【委託相談支援事業所：区内 5 か所】	障害にまつわる相談ごとについての相談を受ける 市区町村は { ・指定特定相談支援事業者 ・指定一般相談支援事業者 } に委託可
4	サービス等利用計画 「指定特定相談支援事業所」 【区内 18 箇所】 事業者指定：市区町村長	障害福祉サービスを利用する方へのサービス等利用計画を作成 計画相談支援(個別給付) ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援 基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)
5	地域移行支援・地域定着支援 「指定一般相談支援事業所」 【区内 6 箇所】 事業者指定：都道府県知事	本人のニーズに合わせた必要な障害福祉サービスの提供 地域相談支援(個別給付) ・地域移行支援 ・地域定着支援 基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

障害者総合支援法に基づくサービスの利用の流れ

平成 24 年 4 月より、サービス利用の手続きが変更となった。障害福祉サービス等を利用するために、特定相談支援事業所の作成した「サービス等利用計画案」を区に提出してもらい、区は、その計画案を参考に、サービスの支給決定を行う。また、サービスの支給決定後も、一定期間毎のモニタリングを行い、必要に応じて、計画変更を行う。

【計画作成の申請からサービス利用までの標準的な流れ】

利 用 者：【総合支所保健福祉課】へ申請

総合支所保健福祉課：「障害認定区分認定調査」を行う

総合支所保健福祉課：計画相談支援について【特定相談支援事業者】と利用契約

特定相談支援事業者：障害程度区分認定の結果を踏まえ、「サービス等利用計画案」の作成・【利用者】へ交付

利 用 者：「サービス等利用計画案」を【総合支所保健福祉課】へ提出

総合支所保健福祉課：「サービス等利用計画案」を審査

総合支所保健福祉課：支給決定、給付決定後、受給者証を【利用者】に交付

特定相談支援事業者：支給決定の内容に基づき、「サービス等利用計画」を作成

特定相談支援事業者：【利用者】へ「サービス等利用計画」を交付

利 用 者：サービス利用開始



情報提供 「長期入院している世田谷区民の退院支援の流れ（フロー図）」の検討

前回の地域移行部会にて、「市区町村ごとに、サービス導入の流れが異なり、分かりにくい。そのため、支援者それぞれが、世田谷区民の退院支援の流れの共通認識を持つ必要があるのではないか」との意見があがった。

地域移行部会としては、下記の内容で、一般的な「退院支援の流れ(フロー図)」を今年度検討する予定である。

地域移行部会として、部会参加者との意見交換を行いながら、退院支援の流れ(フロー図)を作成

地域、病院、行政にて、一定の共通認識を共有するためのツールとしての活用

自立支援協議会へも、地域移行部会での作成媒体として提出する予定

退院支援の必要な対象者をいくつかの区分に分け、フロー図を作成する。

(病棟支援で退院できる者、生活保護受給者、地域移行支援サービスを利用して退院を希望する者 等)



グループワークによる意見交換(抜粋)

「長期入院している世田谷区民の地域移行・地域定着」において、期待している各機関の役割について、グループワークを行った。現状の実態との違いが、今後の地域移行部会での検討課題となり、検討内容を協議会運営会議及び本会へ提出する予定である。

各関係機関についての現状共有

病院、医療機関

- ・長期入院者の退院そのものが難しいと考えているスタッフがいる。
- ・地域へ退院する場合、どのタイミングで他機関と連携をとればよいか分かりにくい。
- ・病院スタッフが地域移行の制度を把握していない場合がある。

行政

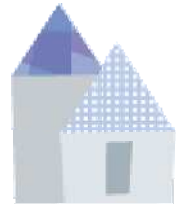
- ・障害サービス、介護サービスの双方の支援が必要な場合に、双方の障害程度区分認定が必要なため、サービス導入までに時間がかかる。
- ・サービス利用の申請をしてから認定があり、サービスが開始されるまでに時間がかかる。

あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)

- ・認知症や高齢者等のフォローの対応が多く、障害サービスとは切り離されている。

グループホーム

- ・高齢者で、精神障害のある方に対して、入居を認めているグループホームは少ない。



各関係機関に期待する役割、必要なこと

病院・医療機関

- ・「長期入院患者も地域に退院できる」という見解を病院スタッフの中で持っていることが重要。

行政

- ・地域の中で精神障害者の方が生活していくため、近隣住民への理解を求める役割を担えないか。
- ・地域活動支援センターが世田谷区内に少ないため、総合支所健康づくり課で実施しているデイケアを充実できないか。

指定特定相談支援事業者

- ・どのようなサービスを提供しているかを他機関の支援者に周知するしくみがあると良い。

民生委員

- ・地域の中で、精神障害者の方が生活していくため、近隣住民への理解を求める役割を担えないか。

あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)

- ・障害サービスにつながっていない方に対して、サービスにつなげる支援を行えないか。
- ・どのサービスが対象者に必要かを判断するためのインテイクを行えないか。

地域障害者相談支援センター

- ・あんしんすこやかセンター同様、各地区に地域障害者相談支援センターを設置できないか。

その他、ご意見

病院・医療機関と行政で、地域移行を進めていく上でのスピードに大きな差がある。「地域移行の利用開始のタイミング」「地域移行の申請を行政に持ち込むタイミング」を共有することが必要。

どの障害に対しても、正しい情報やその情報を理解し、その情報を広げていく活動も重要。

地域への退院支援を進めていく上で、「対象者に必要なサービスを見極め、振り分けるスキルが必要」「多くの支援者で対象者に関わり、対象者への支援内容を共有しながら、支援を進めていく」。

次回も、ぜひ皆様のご参加をお待ちしております。

部会で取り上げたいテーマや事例などありましたら、下記までご連絡ください。

